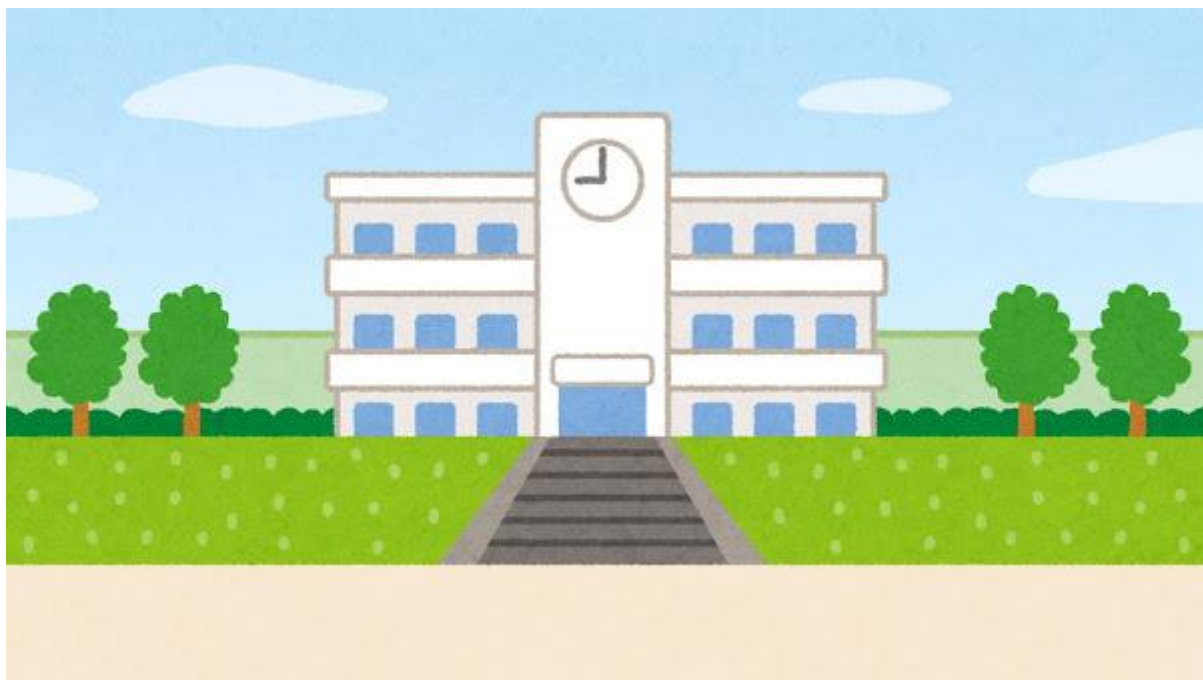


せい と こころ え
生 徒 心 得



春日台特別支援学校 高等部

<はじめに>

しゅうだんせいかつ おく
集団生活を送るうえでの「きまり」は、すべての生徒が安全に登校し、安
しん がくしゅう かんきょう
心して学習する環境づくりのために、とても大切なことです。

ただ
また、正しい「マナー」や「礼儀」「言葉づかい」なども、周囲の友達や先
せい にんげんかんけい きず ふか
生との人間関係を築き、深めるために重要であると共に、卒業後の社会で
ひつよう
必要なことです。

ひとりひとりが「きまり」を守り、「マナー」などを身に付けることの大切
かんが じかく
さについてしっかりと考え、自覚し、すべての生徒にとって、充実した学校
せいかつ きょう き おも がっこうせいかつ
生活、今日も来てよかったと思える学校生活となることを願っています。

I ^{がっこうせいかつ} ^{なが} 学校生活の流れ

(1) ^{とうこうじこく} 登校時刻

◇ ^{とうこうじこく} 登校時刻は8：50です。

◇ ^{ぶかつどう} ^{あされんしゅうさん} ^{かしゃ} 部活動の朝練習参加者は8：00までに^{とうこう}登校してください。

◇ ^{しぎょうまえ} ^{さんかしゃ} 始業前トレーニング参加者は8：30までに^{とうこう}登校してください。

◇ スクールバスで^{とうこう}登校する生徒は、^{せいと} ^{じょうしゃ} ^{じこく} ^{おく} 乗車時刻に遅れないようにしてください。

(2) ^{げこうじこく} 下校時刻

◇ ^{げこうじこく} 下校時刻は15：10です。^{ぶかつどう} ^ひ ^{かくぶかつどう} ^{げこうじこく} 部活動がある日は、各部活動で下校時刻が^{こと}異なります。

◇ ^{しぎょうしき} ^{しゅうぎょうしき} ^ひ 始業式、終業式などの日は11：40です。

(3) ^{けっせき} ^{ちこく} 欠席、遅刻など

◇ ^{とうじつ} ^{けっせき} ^{ちこく} ^{そうたい} ^{たんニン} ^{こうとうぶ} ^{せんせい} ^{かなら} ^{れんらく} 当日の欠席、遅刻、早退は、担任または高等部の先生へ必ず連絡してください。

^{れんらくさき} ^{しょくいんしつ}
<連絡先> 職員室 (0568) 41-8751

2 通学

登下校は、決められた通学経路を利用してください。特に、交通ルールを守ることや、公共交通機関利用の際は、公共マナーを守ることを心掛けます。また、登下校中に困り事が発生した場合は、すみやかに学校へ連絡してください。

最寄りの駅まで、自転車を利用する場合は、「通学状況調査票」に記載し、駐輪場の有無について報告をしてください。また、ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入を必ず行ってください。

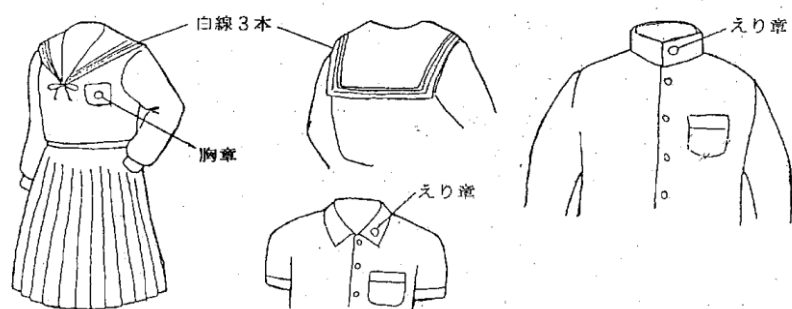
3 服装等

(1) 制服 : 本校指定のものを着用してください。

制服の上に着る防寒着は、華美でないもの(紺、黒等)にしてください。

運動服の上に着る本校指定のウインドブレーカー(紺色)を着用してもよいです。

*春日井市の中学校制服変更に合わせて、ブレザータイプの新制服にすることも可能です。



(2) 運動服^{うんどうふく} : 本校指定^{ほんこう してい}のものを着用^{ちやくよう}してください。

校内^{こうない}で活動^{かつどう}するときに着用^{ちやくよう}します。

運動服^{うんどうふく}の上^{うえ}に着^きる防寒着^{ぼうかんぎ}は、本校指定^{ほんこう してい}のウインドブレーカー^{こんいろ}（紺色）とします。

(3) 作業服^{さぎょうふく} : 本校指定^{ほんこう してい}のものを着用^{ちやくよう}してください。

(4) 靴^{くつ}

◇ 通学靴^{つうがくくつ} : 指定^{してい}はありません。華美^{かび}でない（白^{しろ}、紺^{こん}、黒^{くろ}等）履き慣^なれたものとします。

◇ 上履き^{うわば} : 指定^{してい}はありませんが、サンダルやスリッパではなく、シューズタイプ^{しゅーすたいぷ}のものにしてください。

◇ 体育館シューズ^{たいいくかん} : 本校指定^{ほんこう してい}のものを着用^{ちやくよう}してください。

◇ 運動場用シューズ^{うんどうじょうよう} : 指定^{してい}はありませんが、ランニングシューズがよいです。（スパイク^{ふか}は不可）

(5) その他^{ほか} : ピアス^{ぴあす}や指輪^{ゆびわ}、ネックレス^{ねくしよくぐ}などの装飾具^{そうしよくぐ}、マニキュア、

化粧^{けしよ}、頭髪^{とうはつ}の脱色^{だっしよく}や着色^{ちやくしよく}、加工^{かこう}などは禁止^{きんし}します。

頭髪^{とうはつ}は学習活動^{がくしゆうかつどう}の妨げ^{さまた}にならないような長さ^{なが}にしたり、

束ね^{たば}たりするなどして、清潔感^{せいけつかん}を保ち^{たも}ましょう。

※ 6月から9月は夏服期間、10月から5月は冬服期間としますが、衣替
えは弾力的に取り扱います。気候、天候、健康状態等に応じて判断し
てください。

4 持ち物

◇ 自力通学生は、身分証明書を携帯してください。

◇ 金銭やスマートフォン（以下、携帯電話など）、装飾具など、学習上
必要のない物は、持ってきてはいけません。ただし、自力通学生で、防犯
上や安全上の理由で携帯電話などの所持を希望する場合は、「携帯電話
等使用許可願」を提出してください。また、「携帯電話等使用規則」を
しっかり守ってください。

◇ 物の貸し借りをしてはいけません。自分で使用する物は自分で準備し
必ず記名してください。

◇ 財布や定期券、携帯電話などの貴重品は、登校後に貴重品袋に入れ
て職員室で管理します。

◇ 定期券の購入には、学校で発行する「通学証明書」が必要です。事務
室にある「通学証明書発行申込書」を記入し、事務室へ提出してくだ
さい。発行される「通学証明書」は、事務室で受け取ってください。

5 部活動

部活動の参加条件は、次の四つです。

- (1) 活動意欲が十分にあること
- (2) 心身ともに健康であること
- (3) 安全な自力通学が可能で、登下校に問題がないこと
- (4) 保護者の協力、理解が得られること

自分の目標や課題に対して、継続して粘り強く努力できるように、途

中で他の部活動に変更することはできません。また、授業態度や学校

生活において、好ましくない状態が続く場合は、部活動への参加を認

めない場合があります。

6 その他

- (1) アルバイト

アルバイトは禁止します。

- (2) 運転免許証の取得

いかなる運転免許証の取得も禁止します。

- (3) いじめ

相手を傷つけたり、嫌な気持ちにさせたりするすべての言動はいじめ

がいとう
に該当します。

いじめは、どんな理由があってもしてはいけません。先生たちも、いじめは絶対に許しません。

もしも、自分がいじめられている、あるいは友達がいじめられていることを知ったときには、必ず先生に相談してください。いじめられている人や相談してくれた人たちを、先生たちは全力で守ります。

みんなの約束

自分がされて嫌なことは、人にしない、言わない。

<さいごに>

はるひ だいとくべつ し えんがっこう
春日台特別支援学校には、さまざまな障害特性のある生徒が在籍します。

せいとう りゆう
正当な理由があっても、きまりを守ることが難しいときには、すみやかに担任

がくねんしゅにん せんせい もう で
や学年主任の先生まで申し出てください。それぞれの状況に応じて、柔軟

たいおう
に対応します。